



兵労発基 0409 第2号
令和8年4月9日

建設業労働災害防止協会
兵庫県支部 支部長 殿

兵庫県労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第90号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第68号）については、令和8年3月31日に公布され、公布日から施行（一部令和10年4月1日施行）することとされたところです。また、本改正に関連して「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第174号）、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示」（令和8年厚生労働省告示第172号。以下「改正令和6年度がん原性告示」という。）及び「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（令和8年厚生労働省告示第173号）が令和8年3月31日に告示され、令和10年4月1日から適用（改正令和6年度がん原性告示は告示日適用）することとされました。

以上の詳細につきましては、別添資料のとおりとなりますので、貴団体におかれましても、本件改正に関し、傘下の会員事業場等に広くご周知いただきますようお願い申し上げます。

